

1 第1、2回検討会における委員の意見取りまとめ  
2 (コンセプト中間取りまとめ(たたき台))  
3  
4

5 <目次>  
6  
7

8 I はじめに  
9

10 II 「環境未来都市」構想について

- 11 1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題  
12 2. その成果は、自治体SDGs推進にあたって、どのように活用できるか  
13

14 III 地方創生における自治体SDGs推進の意義：自治体や市民、民間企業等から  
15 の視点

- 16 1. 自治体としてSDGs推進に取り組む意義、メリットとは何か  
17 2. 市民や様々なステークホルダーから見て、自治体に期待する役割（自治体なら  
18 での強み）は何か  
19 3. 自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項とは何か  
20

21 IV 政府の役割

- 22 1. 政府として、地方自治体に期待する役割をどのように考えるべきか  
23 2. 自治体SDGs推進のための、政府として取り組むべき事項（施策の基本的方  
24 向）とは何か  
25

## I はじめに

### （「環境未来都市」構想の経緯）

内閣府では、かねてより「環境未来都市」構想を推進し、各都市自治体の先進事例の共有等を通じて、地方創生の深化につなげてきた。具体的には、2008年以降、「環境モデル都市」として、我が国が目指すべき低炭素社会の姿を具体的にわかりやすく示すため、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする23都市を選定してきた。更に、2011年には、環境、社会、経済の三側面に優れた、より高いレベルの持続可能な都市11都市・地域を「環境未来都市」として選定し、環境・超高齢化対応等に向け、人間中心の新たな価値を創造する都市を支援してきた。

このような「環境未来都市」構想は、地域資源を活かし、環境・社会・経済の3つの価値を創造しながら、自律的に発展する多様な都市・地域モデルの創出を目指すとともに、その成功事例の普及展開を通じて、地方創生を推進し、一定の成果を得た。

### （地方創生の展開）

こうした中、2014年にまち・ひと・しごと創生法が策定された。その中で、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくこととされた。また、国として「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成すること」が示された。

### （SDGsに関する国際的動向）

他方、国際的な動きとして、2015年9月にニューヨークの国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択された。このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標等をかかげた。その中核文書が、17の目標と169のタ

1 ーゲット等からなる「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>1</sup>である。

### 3 (SDGsに関する国内の動向)

4 国内においては、2016年5月に政府内に持続可能な開発目標（SDGs）推進本  
5 部（本部長・内閣総理大臣、全国務大臣が構成員）（以下、SDGs推進本部という。）  
6 が設置された。更に、SDGsの達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して  
7 推進していくため、行政、NGO、NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団  
8 体等の関係者が集まり、意見交換を行う持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議  
9 が、SDGs推進本部の下に設置された。

10 また、同年12月に我が国としてSDGsの実施に率先して取り組むべく、今後、持  
11 続可能な開発目標の実施のために我が国としての指針「持続可能な開発目標（SDGs）  
12 実施指針」が決定され、SDGs推進にあたっての自治体の役割についても言及してい  
13 る。

### 15 (地方創生とSDGs)

16 さらに、2017年6月9日に開かれたSDGs推進本部会合（第3回）では、安倍  
17 総理大臣が地方でのSDGsの推進について、「これは正に地方創生の実現にも資する  
18 もの。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討、  
19 実施していくようお願いする」と述べた。

20 また、同日「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」が閣議決定され、「Ⅲ. 各  
21 分野の施策の推進」の「4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、  
22 地域と地域を連携する」において、「地方公共団体における持続可能な開発目標（SD  
23 Gs）の推進」が盛り込まれた。この中で、今後「環境未来都市」構想の更なる発展に  
24 向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検  
25 討し、方向性を取りまとめることとされた。

---

<sup>1</sup> Sustainable Development Goals の略。2015年9月の国連サミットで採択され  
た2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係  
者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さ  
ない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り  
組むもの。

1 (SDGs 推進による今後の地方創生の展開)

2 SDGsは、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及  
3 び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されている  
4 ため、「環境未来都市」構想は、この考え方と軌を一にする先行例といえる。

5 地方が将来にわたって成長力を確保するためには、人々が地方での生活のすばらし  
6 さを実感し、安心して暮らせるような、持続可能な「まち」の活性化に取り組むととも  
7 に、急速な人口減少が進む地域においては地域のくらしの基盤の維持・再生を図ること  
8 が必要となる。地方創生において、時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守ると  
9 ともに、地域と地域の連携を推進するためには、環境未来都市及び環境モデル都市等  
10 における先進的な取組実績等を活用し、かつ自治体においてSDGsを推進し、持続可能  
11 なまちづくりを進めていくことが有益である。

12 このため、地方創生を一層促進する上で、「環境未来都市」構想を更に発展させ、新  
13 たらにSDGsの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが必要である。

14  
15 【参考1】SDGsのロゴ（17の目標）



1 【参考2】持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合（第3回）平成29年6  
2 月9日議事録（抄）

3  
4 【内閣府 地方創生 規制改革担当大臣】

5 SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体による地域のステーク  
6ホルダーと連携した積極的な取組の推進が必要不可欠であります。

7 このため、「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs達  
8成のための施策を策定し、これを積極的に推進することにより、地方創生のさらなる  
9実現につなげてまいります。

10  
11 【内閣総理大臣】

12 持続可能な開発目標、すなわちSDGsは、先進国、途上国全てが責任を持つ重要  
13な取組です。日本は人間の安全保障の考え方に立ち、誰一人置き去りにすることな  
14く、一人ひとりが持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて、リーダーシップを発  
15揮してまいります。

16 7月の国連での報告や9月の国連総会も見据え、私から、次の3点につき改めて指  
17示します。

18 第一に、働き方改革の実現です。安倍政権は日本流のインクルーシブな社会である  
19一億総活躍社会を目指しています。その最大のチャレンジが働き方改革。長時間労働  
20の是正や同一労働同一賃金の実現など、SDGsの考え方にかなう改革を着実に進め  
21ていきます。

22 第二に、地方でのSDGsの推進です。これは正に地方創生の実現にも資するも  
23のです。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検  
24討、実施していくようお願いします。

25 第三に、民間セクターにおける取組の推進です。SDGsの達成には民間の知見  
26や技術、資金の活用が不可欠です。同時に、企業にとっても大きなチャレンジとな  
27ります。ビジネスチャンスとなります。

28 今回、推進本部として企業や団体等の先駆的な取組を表彰する『ジャパンSDGs  
29アワード』の創設を決定しました。民間セクターにおけるSDGsの取組を一層奨励  
30するとともに、優れた取組を積極的に発掘していきたいと思えます。

31 本年の骨太方針においても、SDGs実施の更なる推進が盛り込まれる見通し  
32です。これを受けて、関係閣僚におかれてはSDGsの取組を加速化していくよう願  
33いします。

34 こうした我が国の取組を、国際的にも、7月の国連での報告や9月の国連総会等の  
35場で、力強くアピールしたいと思います。

2  
3 **(地方公共団体における持続可能な開発目標 (SDGs) の推進)**

4  
5 **<概要>**

6 我が国におけるSDGsの国内実施を促進するためには、民間事業者等による取組だ  
7 けではなく、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによるSDGs  
8 達成のため積極的な取組が必要不可欠である。加えて我が国では、今後のSDGsの実  
9 施段階においても、世界ロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面  
10 において、持続可能な開発ため取り組むこととしており、環境未来都市及び環境モデル  
11 の先進的な取組実績等を活用して、これに貢献していく必要がある。このため、今後「環  
12 境未来都市」構想の更なる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた  
13 取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめる。

14  
15 **【具体的取組】**

16 **◎地方公共団体に対する普及促進活動の展開**

- 17 ・国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援を目的に、引き  
18 続き、SDGsをテーマとした「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催  
19 し、自律的で持続的な都市の実現を図る。  
20 ・SDGsに関する機運醸成を図るため、地方公共団体が主催するSDGs理解促  
21 進、普及啓発のためフォーラム事業等に対して支援を行う。

22  
23 **◎地方公共団体によるSDGs達成のためモデル事例の形成**

- 24 ・地方公共団体によるSDGs達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組  
25 を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る。その際、他の模範となるよう  
26 な成功事例を形成することを目的に、有識者による継続的なフォローアップ支援  
27 も同時に検討し、成案を得る。

## II 「環境未来都市」構想について

### 1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題

「環境未来都市」構想は、「都市・地域」という生活基盤や、「産業・経済・社会」の基盤にも着目した施策であり、低炭素社会の実現のみならず、健康長寿社会の実現、国際競争力強化による経済成長等の他の戦略分野も含めた、分野横断的な観点からの総合的な取組を推進するものである。そして、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくりで世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外の普及展開を図ることを目標として、全国から厳選された都市において、政府による戦略的な支援を実施してきた。

#### (1) 成果とその要因

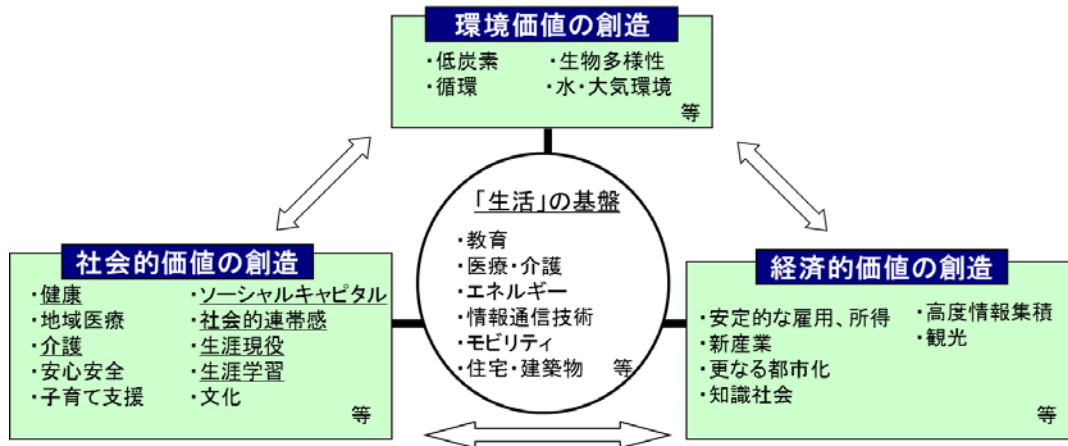
同構想における施策推進により、環境、社会、経済という3つの側面が満足される一定以上の水準から、より革新的にこれらの3つの側面から新たな価値を創造している。また、都市・地域における環境や超高齢化等をめぐる状況や、都市・地域が有する自然的社会的条件を踏まえた上で、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」を実現し、人々の生活の質を向上させることに成功している。そして、この成功要因としては、目標を可視化し、様々なステークホルダーと共有することにより、自律的好循環を生み出すことができたこと、さらに、地域資源を掘り起こし、活用して課題を解決できたこと、経済基盤を考慮した都市の選定と支援が挙げられる。これは、地方創生の要素と軌を一にしていることから、地方創生の推進にも大きく貢献していると考えられる。

【参考4】「環境未来都市」構想のコンセプト中間取りまとめから抜粋

「環境未来都市」構想が目指す3つの価値の総合的な創造

- ① 「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」を実現
- ② 人、もの、金が集まり、自律的に発展できる持続可能な経済社会システムの構築
- ③ ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の充実等により、社会的連帯感の回復
- ④ 人々の生活の質を向上させることが究極的な目的

人間中心の「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」とは、生活基盤の向上のため、環境・社会・経済という3つの価値が創造されるまち



※下線の要素は超高齢化対応に関係が深いもの。

(2) 成功事例の普及展開

「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、国内外において効果的な発信を行うとともに、「環境未来都市」構想推進協議会(2017年7月25日現在 構成団体数 260)<sup>2</sup>において取組事例の共有等の普及活動の推進により、取組の拡大を図ってきた。

(3) 課題

「環境未来都市」構想においては、環境問題を中心とした課題を可視化し、成果を挙げたが、どのように地域を活性化するかという「持続可能な開発」の目標の可視化を一層進める必要がある。

また地域資源を結びつけて動かし、課題を解決するという手法(How)いわゆる社会的技術の可視化も重要である。そして、「環境モデル都市」として23都市及び「環境未来都市」

<sup>2</sup> 市区町村(116団体)、道府県(46団体)、関係各省(11省庁)、関係政府機関(30団体)、民間団体(57団体)



1 として11の都市・地域を選定し、トップクラスの成功事例を創出するとともに、「環境未来都  
2 市」構想推進協議会において官民の団体と情報共有を図ってきたが、全国自治体を巻き込  
3 んだ取組の更なる拡大が望まれる。

## 4 5 **2 その成果は、自治体SDGs推進にあたって、どのように活用できるか**

6  
7 自治体SDGs推進にあたっての先駆的な取組については、国があらかじめ一律に示すこ  
8 とは非常に困難であり、自治体における現場による創意工夫を支援することにより、これを  
9 創出していくことが効果的であると考えられる。このためには、政府として、SDGs推進にあ  
10 たっての先駆的な取組に対して、自治体を取り組みやすい環境を整える必要がある。

### 11 12 **(1)モデル事業創出及び普及の取組**

13 「環境未来都市」構想においては、これまでも地域課題等に対応した自治体の先駆的取  
14 組を支援するため、都市を選定したうえで、フォローアップ支援や財政支援<sup>3</sup>を活用しモデル  
15 事業の創出に努め、これを国際フォーラム等により全世界へ普及展開を図ってきた実績が  
16 ある。

17 このようなモデル事業創出及び普及の取組の手法は、自治体SDGs推進にあたっても十  
18 分活用可能なものと考えられる。

### 19 20 **(2)都市経営のためのガバナンス手法**

21 「環境未来都市」構想における、環境、社会、経済の3つの価値の創造を最大化するため  
22 には、都市・地域の特性に適合した戦略的かつ具体的な将来ビジョンだけではなく、将来ビ  
23 ジョンを実行するための体制が必要である。さらに、①都市・地域を形作る具体的な事業の  
24 規模や質(物理的側面)、②大学や研究機関等により生み出されるナレッジの量や質(ナレ  
25 ッジ的側面)、③国や地方公共団体による実施のための各種政策(ガバナンス側面)という3  
26 つの側面の有機的な連携が重要である。効果的な政策が一定期間継続して実施されること  
27 を担保するためのガバナンス側面は特に重要であり、「環境未来都市」構想におけるガバナ  
28 ンス側面の実績は、自治体SDGs推進にあたっても活用できるものと考えられる。

---

<sup>3</sup> 先端的な技術・サービスを複合的に用いる等の先導的なモデル事業に対する補助等  
(平成23年度～平成25年度：合計22.3億円)

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

### (3) 今後の展開と活用方策

「環境未来都市」構想の主な取組手法である、①先駆的モデル(ベストプラクティス)づくり、②全国の自治体への普及展開、③都市経営のためのガバナンス手法の整備は、自治体SDGs推進にあたって、十分活用可能であり、「環境未来都市」構想での取組を活かして、これまでの実績をブラッシュアップし推進していくことが適切であると考えられる。

その際、SDGsの特徴である17のゴールのような、地球規模で将来を見据えた世界共通の多様な目標に対して、各自治体が、地域の課題を踏まえて自らテーマを設定し、前例にとられず、バックキャスト型で企画立案・実施する。そして、インディケータによるガバナンスを重視した進捗管理を通じて、パートナーシップの輪を拡げながら、取組の深化と共に、地理的・分野的範囲を実情に合わせて柔軟に拡大することにより、自治体行政におけるSDGsの主流化を図るという観点が必要であると考えられる。

### Ⅲ 地方創生における自治体SDGs推進の意義：自治体や市民、民間企業等からの視点

#### 1. 自治体としてSDGs推進に取り組む意義、メリットとは何か

自治体は、SDGs推進に取り組むことにより、持続可能な開発を通して、自治体の活性化を図り、地方創生につなげていくことができる。

##### (1) 地方創生とSDGs推進の基本的考え方

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要である。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要となる。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が設定されている。それらを行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間の共通言語として活用することや、政策間連携やサービスの統合等、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となる。

##### (2) 「ひと」の流れと活気を生み出す持続可能なまちづくりの実現

住民の生活の質（QOL；Quality of Life）の向上に向けては、短期的にみた生活サービス機能の向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能性のあるまちづくりを進めていくことが必要である。

特に、SDGsの指標は、QOLの現状把握や目標設定に用いることが可能である。「ひと」の流れと活気を生み出す地域空間を形成するために、①都市のコンパクト化、②稼げるまちづくり、③公共施設等の集約化・活用や空き家などの活用を進めていく際に、SDGsの指標を活用することができる。

### 1 (3) 魅力あるまちづくりの推進への貢献

2 多くの自治体では、その土地や自然、そこに住む人々の魅力に十分に気づいていな  
3 いことも多いが、SDGsという世界共通のものさしで客観的に分析することによ  
4 り、その魅力や更に魅力を高めるための必要な要素を再認識することで、一層の発展  
5 につなげることができる。特に注力すべきものを明確にすることにより、他自治体には  
6 ない、独自性のある魅力的なまちづくりを実現することができる。

### 8 (4) 経済・社会・環境政策の統合による相乗効果の創出

9 SDGsは、経済・社会・環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的  
10 な取組として作成されたものである。よって、SDGsを活用することによって、自  
11 治体が抱える課題について、経済・社会・環境の3分野の全てにおける関連課題との  
12 相互関連性・相乗効果を重視しつつ、統合的解決の視点を持って取り組むことができ  
13 る。

### 15 (5) ステークホルダーとの連携とパートナーシップの強化

16 地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組には、市民、民間企業、NPO  
17 等の広範で多様なステークホルダーの参画を得ることが重要である。SDGsは、世  
18 界共通の言語であるため、取組の具体的な手法は異なっても、共通の概念が共有  
19 されている。特に、民間企業の巻き込みは、「ひと」のみならず「経済的」枠組の拡  
20 大にもつながる。

21 また、SDGsに取り組むことによって、国内外の自治体、地域経済に新たな付加  
22 価値を生み出す核となる企業、専門性を持ったNGO・NPO、科学的分析や科学的  
23 根拠に基づく取組を進めることができる科学コミュニティー等との連携・協働を促進  
24 し、パートナーシップを通じた知恵とイノベーションを活かした具体的取組につなげ  
25 ることができる。

### 27 (6) SDGs達成への取組を通じた、自律的好循環の創出

28 「誰一人取り残さない(2030アジェンダのスローガン)」だけでなく、誰もが  
29 活躍できる社会の実現に向けて、成功事例を創出することは極めて重要である。併せ  
30 て、課題や失敗例といった経験や知見の蓄積は、自治体の自律的な好循環を生み出

1 す。それは、何かの事業で収益を上げ、その収益を関連事業へ再投資する経済的に自  
2 律した好循環モデルの形成へもつながる。

## 3 4 **2. 住民や様々なステークホルダーから見て、自治体に期待する役割（自治体ならで 5 はの強み）は何か**

6  
7 SDGs を自治体で推進するためには、住民や民間事業者等の広範で多様なステー  
8 クホルダーが様々な垣根を越えた形で連携することが不可欠である。自治体には、自治  
9 体ならではの強みを活かし、市民やステークホルダーの期待に応えることが求められ  
10 る。

### 11 12 **（１）国との調整力の発揮**

13 地域的課題と全国的課題の双方に取り組む上で、市民やステークホルダーの自治体に  
14 対する期待は大きい。自治体は住民やステークホルダーが進める、又は望む取組の実施  
15 に向けて直接国と連携することができる。また、関係自治体と協力することで、国への  
16 発言力を増すことができる。

### 17 18 **（２）自治体連携・多様なステークホルダーの積極的な参画促進**

19 地方創生を一層進めるためには、「広域圏域」から「集落生活圈、コミュニティ」ま  
20 までを含めた多様な「圏域」づくりが求められる。それぞれの圏域において連携・協働体  
21 制の下で効率的な経済活動が展開されることは、住みよい生活環境の実現につながる。  
22 また、ステークホルダーの積極的な参画により、協働の場を生み出し、活躍の場を提供  
23 することが望まれている。

### 24 25 **（３）地方創生における持続可能な観点での取組事例の実績やノウハウの活用**

26 第Ⅰ章で述べたように、「環境未来都市」構想における取組をはじめとするこれまでの  
27 の取組の成功事例の蓄積は、地方創生を進める上で、自治体の強みとなる。よって、様々  
28 な取組事例の実績やノウハウを世界で共有することにより、課題を解決に活用するこ  
29 とが求められる。

#### 1 (4) 市民生活・経済活動の拠点となる場の創出

2 「ひと」の流れと活気を生み出すために求められるものの一つに、拠点づくりがある。  
3 地域住民自らが主体となった地域課題解決の仕組みを構築するために、活動の場とし  
4 ての空間をつくることは欠かせない。

#### 6 (5) 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役

7 市民生活・経済活動の拠点となる場の創出にあたっては、自治体は集落生活圏の維持  
8 などが重要な要素となる。加えて、自治体が多様なステークホルダーとの連携を促進す  
9 ることにより、効果的な連携を促進する等の牽引役となることが期待される。

#### 11 (6) 地域の取組を国内外へ発信

12 自治体の魅力が溢れた好事例は、国内に限らず世界を変革させる力の原点となり得  
13 る。よって、効果的・戦略的に発信の在り方が求められる。

14  
15 上記(1)から(6)を推進するための、基盤となる考え方として、SDGsを活用  
16 することが可能である。

### 18 3. 自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項とは何か

19  
20 自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項として、次のものが挙げられる。

#### 22 (1) 見える化

23 地域に活力を取り戻すためには、地域の現状・実態を正確に把握し、将来の姿を客観  
24 的に予測することが必要である。その上で、地域の実情・特性に応じた施策の検討とそ  
25 の実行が不可欠である。それには様々なデータを活用したり、インディケーターによる  
26 ガバナンスを重視した進捗管理を分かりやすく「見える化(可視化)」する必要がある。

#### 28 (2) 体制づくり

29 行政、住民、ステークホルダー等に対する理解促進活動の展開とあわせて、行政内  
30

1 の執行体制の整備（例えば、人材、予算、権限等）やステークホルダーとの更なる連携  
2 が求められる。また、官民協働と地域連携による、新たな「枠組み」づくりは、官民に  
3 による人材、情報、財政等に係る幅広い支援・連携において、様々な効果が期待できる。

### 5 (3) 各種計画の策定・改定

7 自治体では、「地方版総合戦略」<sup>4</sup>、「総合計画」、「環境基本計画」等の各種計画が既  
8 に策定され、各地域の実情に即した具体的な取組が進められている。SDGsを推進す  
9 る上でそれらの計画に、SDGsの要素を反映することも有益がある。その際、計画の  
10 進捗を管理するガバナンスの重視は必須である。政策間連携においては、事業の企画立  
11 案・実施のパッケージ化やワンストップ化を推進する必要がある。

### 13 (4) 地域間の広域連携

14 「ひと」の流れと活気を生み出すためには、自治体は国の施策を活用しつつ、課題に  
15 応じた地域間の広域連携を積極的に進めることが期待される。圏域全体として必要な  
16 生活機能等を確保し、地方創生の深化が求められる。

### 18 (5) 情報収集と発信

19 SDGsを推進する上で、自治体はモデル事業として先駆的事例・好事例を生み出  
20 すだけでなく、それらを国内外へ発信することが重要である。同時に、他自治体の取  
21 組についてアンテナを張り、発信された情報をキャッチし、取組の参考とすべきであ  
22 る。

---

<sup>4</sup> 「地方版総合戦略」とは、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」。

## IV 政府の役割

### 1 政府として、自治体に期待する役割をどのように考えるべきか

政府は、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、自治体がSDGsを全国的に実施するためには、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励している。

また、地方創生に向けた自治体のSDGs推進のためには、政府が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」において、政策の企画・実行に当たっての基本方針である「1.従来の政策の検証」を行い、「2.創生に向けた政策の5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）」に基づく、「3.国と地方の取組体制とPDCA整備」を推進することを自治体行政の基本とする。

それを踏まえて自治体は、SDGsの17のゴールと169のターゲットに関して、地域課題を可視化することが重要であり、それに即した自治体独自の自主的なゴール設定を行うことが重要である。

政府は、自治体がSDGsを行政施策の柱に組込むこと（自治体行政におけるSDGsの主流化）、SDGs推進体制の構築、自治体職員や市民を含む様々なステークホルダーとの連携等により、地方創生の実現に資するSDGsの要素を取り込んだ取組を実施していくことを期待する。

また、このような自治体の取組により、自治体がSDGsのよりグローバルな枠組を通じて一層の地域活性化を図り、地方創生をより効果的に推進していくこと、さらにはそれらの取組を国内外へ発信していくことを期待する。

### 2 自治体SDGs推進のための、政府として取り組むべき事項（施策の基本的方向）

#### とは何か

2017年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」においては、自治体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進に向けた政府による具体的取組として、自治体に対する普及促進活動の展開、自治体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成の検討が盛り込まれており、その具体的な方策の検討が必



1 要となる。

### 3 (1) 政府としての普及促進活動の展開

4 地方創生に資する自治体のSDGs推進に向けて、まずは、自治体及びステークホル  
5 ダー等へのSDGsに対する理解促進を図る必要がある。

6 「環境未来都市」構想では、国際的なレベルで知識や知恵の相互提供と人的交流の促  
7 進を図り、その成果を相互に利用し合うためのプラットフォームを整備するような国  
8 際的な連携を強化しており、一定の成果を上げてきた。地方創生に資する自治体SDG  
9 s推進においても、引き続きこれを活用していくことが重要と考える。具体的には、国  
10 内外の様々な取組を行う都市・地域が一堂に会し、知の交流を行う場として、これまで  
11 実施してきた国際的なフォーラムを定期的で開催し、国際的な連携を強化するととも  
12 に、国際貢献も図る。また、自治体のSDGsの理解促進に向けて、国内各地にて小規  
13 模なフォーラムを開催するとともに、自治体が主催する幅広い世代への普及啓発事業  
14 への支援も行う。

### 16 (2) 自治体のSDGs達成のためモデル事例「地方創生SDGs未来都市（仮称）」 17 の形成

18 政府は、自治体のSDGs推進に資する基礎的な情報の収集・整理を行った上で、選  
19 定基準をあらかじめ明らかにして、公募を実施し、地方創生に資するSDGsの取組と  
20 して、経済、社会及び環境の三側面の価値等の創造のポテンシャルや他の自治体への水  
21 平展開の可能性が高く、その実現可能性が高い都市・地域を「地方創生SDGs未来都  
22 市（仮称）」として選定することが重要である。<sup>5</sup>

23 その上で、SDGsにおける17のゴールいずれかの達成につながる先端的な技術  
24 を複合的に用いる等の地方創生に資する先導的な取組について、モデル事業として支  
25 援を行う。

26 また、地方創生に資するSDGsの取組の普及展開により、裾野拡大を図るため、各  
27 「地方創生SDGs未来都市（仮称）」が主催するSDGs理解促進、普及啓発のため  
28 の事業への財政面での支援を行う。

---

<sup>5</sup> ここでいう都市・地域は、市町村単位、または都道府県単位を原則とし、複数の地方公共団体が広域的に連携した場合についても含むものとする。

1       また、各「地方創生SDGs未来都市（仮称）」の取組の進捗状況を管理するため  
2       は、3つの価値の創造や、SDGsの各ゴールをはじめとする成果の達成状況を、今後  
3       新たに確立される総合的な評価手法に基づいて、定量的で簡易に評価するものとし、定  
4       期的にフォローアップを実施し、必要な支援措置についての検討を行うこととする。

5       これらの執行体制について、政府は、「環境未来都市」構想推進協議会等を発展させ  
6       普及展開を図るとともに、SDGsに関する将来ビジョンの実現に必要な技術・システ  
7       ム等を有する事業者、個人、NGO・NPO、大学や研究機関、地方公共団体等の有識  
8       者から構成される推進組織を設置する。

9       また、各「地方創生SDGs未来都市（仮称）」においても、上記同様のコンソーシ  
10      アムを組織し、政府・推進組織との連携を図るとともに、政府による財政支援のみに頼  
11      ることなく、自ら調達する民間資金を組み合わせ、効果的に取組を進めていく必要があ  
12      る。

- 1       【参考】
- 2       資料1 「環境未来都市」構想コンセプト中間取りまとめ
- 3               (2011年2月2日)
- 4       資料2 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ
- 5               (2015年9月25日 国連総会採択)
- 6       資料3 環境未来都市構想とこれからのまちづくり
- 7               －SDGs、パリ協定等に基づく統合的アプローチとグローバル
- 8               パートナーシップ－
- 9               (2016年8月30日 第6回「環境未来都市」構想国際フォーラム
- 10              村上周三氏発表資料)
- 11      資料4 持続可能な開発目標(SDGs)・パリ協定の意義と都市
- 12              (2016年8月30日 第6回「環境未来都市」構想国際フォーラム
- 13              竹本和彦氏発表資料)
- 14      資料5 まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)
- 15              (2016年12月22日 閣議決定)
- 16      資料6 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針
- 17              (2016年12月22日 SDGs推進本部決定)
- 18      資料7 私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)
- 19              －導入のためのガイドライン－
- 20              (2017年3月版 自治体SDGs検討小委員会編)
- 21      資料8 自治体にとってのSDGs －導入の意義、目的、方法－
- 22              (2017年6月3日 公開シンポジウム わが国のSDGs達成に向けた
- 23              地域の取組(北九州市) 村上周三氏発表資料)
- 24      資料9 まち・ひと・しごと創生基本方針2017
- 25              (2017年6月9日 閣議決定)